

総務委員会記録

令和7年3月19日開催

- | | | |
|----|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和7年3月19日（水）9：57～14：41 |
| 2 | 場 所 | 委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 福谷委員長 武田副委員長
荒谷委員 山崎委員 星加委員 広浦委員 水谷委員
住友進一委員 佐々木委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 議 長 | 湯浅議長 |
| 6 | 傍聴議員 | 横田議員 橋本議員 久米議員 藤本議員 渡部議員
住友利広議員 |
| 7 | 出席理事者 | 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監
篠原政策監 吉積企画部長 幸泉総務部長
中川危機管理部長 小坂会計管理者 川端消防長
小西消防次長 田中消防本部参事 小杉消防署長
数藤企画部参事 横手秘書広報課長 安富人事課長
七條企画政策課長 田中 DX 推進課長 長谷総務課長
山崎財政課長 石山危機管理課長 清水税務課長
岐会計課長 杉本監査事務局長 六浦情報管制課長
武田予防課長 重田第一消防課長
喜多選挙管理委員会事務局長 |
| 8 | 事 務 局 | 佐坂議会事務局長 近藤議事課長 玉木課長補佐
平瀬課長補佐 |
| 9 | 傍 聴 者 | 1 名 |
| 10 | 記 者 席 | 2 名 |

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 7

福谷委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。この委員会もライブ配信をされておりますので、委員会で使用しているマイクについてですが、人によっては声が小さい、早い、マイクに入らないっていうふうなことがありますので、委員会中継の音声にばらつきが出ているようであります。委員及び理事者の皆様におかれましては、はっきりと発言し、マイクから遠くならないようにしていただきますようお願いいたします。特に声の小さい方は気をつけていただきますようお願い申し上げます。それと、私が常に申し上げておりますけども、防災の関係です。いざ「何をしているんか」と聞いても「何もしてません」と答える方が多数います。でも第一次避難っていうんがあります。特に3月は関東でも地震があり、東北でも地震があり、淡路でも地震があったというふうな記憶がありますので、十分にこの防災、くどいようにいい続けますけども、対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、理事者を代表して岩佐市長に御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の総務委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案2件、条例の一部改正案7件、令和6年度一般会計補正予算案1件、令和7年度一般会計及び特別会計予算案3件と、新たに生じた土地の確認について、字の設定についての計15件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げます案件につきまして、御審議のうえ御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

福谷委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提案議案15件であります。それでは、議案の審議に入ります。

第 1 号 議 案 市 長 等 の 給 与 の 特 例 に 関 する 条 例 の 制 定 に つ い て

福谷委員長 初めに『第1号議案 市長等の給与の特例に関する条例の制定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 何問かあるので1問1答でお願いしたいと思います。

議場での議案質疑において特別職の給与削減率、市長10%、副市長7%、教育長6%、政策監5%、それぞれこの削減率とした理由と、本条例案どおり給与額を減額した場合、令和7年度の市長、副市長、教育長、政策監の合計給与額は7,172万5,000円とお答えいただきました。時系列での変化を知りたいので、平成30年度から令和6年度までの、それぞれの年度の特別職の人数と、それぞれの年度と比較して合計給与額の差額はいくらになるのかお答えをお願いいたします。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 本条例案どおり、令和7年度に給与額を減額した場合、各年度の合計給与額と比較するといくら減額になるかとの御質問にお答えいたします。

年度によって特別職の人数や期末手当の支給割合、また共済組合への負担金の率に変動がございます。また、令和6年度につきましては決算見込み額となりますが、単純に比較をいたしますと、まず平成30年度は特別職6人分で6,775万7,000円であり、令和7年度の6人分、7,172万5,000円と比較しますと396万8,000円多くなっております。

以下、順に申し上げますと、令和元年度は、特別職が2人から6人分で6,023万4,000円であり、令和7年度が1,149万1,000円、令和2年度は特別職が3人から5人分で4,100万4,000円であり、令和7年度が3,072万1,000円、令和3年度は、特別職が5人分で5,457万7,000円であり、令和7年度が1,714万8,000円。令和4年度は、特別職が3人から5人分で5,117万7,000円であり、令和7年度が2,054万8,000円、令和5年度は、特別職が2人から4人分で4,305万2,000円であり、令和7年度が2,867万3,000円、それぞれ多くなっております。最後に、令和6年度は特別職が6人分で7,296万1,000円となる見込みでございまして、失礼しました。特別職が6人分で7,294万1,000円となる見込みであり、令和7年度は121万6,000円少なくなる見込みでございます。以上、答弁とさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では、続きまして、令和7年度の一般職の給与費総額は、令和6年度と比較して6,270万5,000円減額となっております。新行財政改革推進プランによる組織人員体制の最適化のために実行され、地域手当の減額による御成果かと思えます。一般職員給与総額、令和6年度より6,270万5,000円減額と比較して、特別職の給与総額、今お答えいただきました令和6年度見込みより121万6,000円の減額。これは十分な削減金額とお考えなのでしょうか。お願いします。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 特別職の給与削減につきましては、本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に即応し、多様化する市民ニーズに的確に対応するために、阿南市総合計画の新たな推進エンジンとして策定された新行財政改革推進プランを強力に推進し、将来にわたって市民の期待に応える行財政運営を実現するため、市長及び特別職自らが改革への強い率先姿勢を示し、給与を削減しようとするものです。

一方で、一般職給与総額が、令和6年度より6,270万5,000円減額となっている主な要因は、職員数、特に会計年度任用職員の人数を減らしたことによる報酬の減額と一般職の職員手当の減額によるものでございます。職員手当につきましては、人事院勧告により期末勤勉手当や扶養手当等、増額となった手当もでございます。地域手当につきましては、人事院勧告に従い支給割合を1%削減しており、その結果、職員手当全体として減額となったものでございまして、新行財政改革推進プランによる組織、人員体制の最適化のために削減したものではありません。

なお、地域手当は民間の賃金水準を基礎とした、地域の物価等の差を補填することを目的として支給される手当でございます。令和6年8月の人事院勧告においては、令和7年度からの支給地域が基本的に都道府県単位へと広域化され、その見直しにより、本市については現在の3%から0%の未支給地とされました。同時に、緩和措置として、1年毎に1%減じた額を支給されることとなります。本市はこれまでも原則人事院勧告どおりの支給をしておりますことから、阿南市職員労働組合連合会と交渉のうえ、令和7年度の地域手当について人事院勧告の内容どおりの2%としたものでございます。

特別職及び一般職が、全庁一丸となって新行財政改革推進プランの着実な達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

また、議案質疑において、給与削減率を令和3年から令和5年の宝塚市と、令和4年までの尼崎市を参考にされたとのことでした。宝塚市では、給料月額カットに加え、期末手当及び退職手当にも反映。尼崎市では、給料10%カットとボーナス25%カットとなっております。本条例案ではボーナスの記載はございませんが、カットの対象は月額のみで、ボーナスや退職手当は対象ではないという認識で間違いはないでしょうか。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 ボーナスや退職手当は対象ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では最後に、副市長と政策監は4名いらっしゃいます。西田副市長と平井副市長の副市長同士、また、東條政策監と篠原政策監の政策監同士の仕事の分担はどのようになっていますか。教えてください。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 初めに、副市長についてでございますが、阿南市事務決裁規程に規定する副市長の認承及び専決について申し上げますと、西田副市長は企画部、市民部、環境管理部、保健福祉部、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局及び会計管理者の権限に属しない会計課長の所掌事務となっております。平井副市長は総務部、危機管理部、産業部、建設部、都市整備部、水道部、消防本部、農業委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局をそれぞれ所掌しております。

次に政策監ですが、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づく市長の秘書の職でございます。阿南市特別職指定条例におきまして、市長が指定する直轄の特定重要施策について市長を補佐する職としておりまして、東條政策監は物価高騰対策に関する事、わがまち予算に関する事、障害者、高齢者等の支援に関する事、子育て環境の充実に係る事となっております。篠原政策監は災害に強い安全で安心なまちづくりに係る事、公共施設のマネジメント及び建設に関する事、道路、河川整備に関する事、地元企業の育成及び人口減少対策に関する事を所掌しております。

事務事業の内容に応じまして、両政策監及び両副市長にも情報共有をいたしまして、決裁をしていただくような場合もございます。以上、答弁とさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 詳しくありがとうございました。質問は以上です。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第1号議案 市長等の給与の特例に関する条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第3号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

福谷委員長 次に『第3号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第3号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第4号議案 阿南市部設置条例の一部改正について

福谷委員長 次に『第4号議案 阿南市部設置条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。荒谷委員。

荒谷 委員 それではお尋ねをいたしたいと思います。
先ほど、課長さんから説明をいただきましたが、ふるさと未来課が産業部のほうに移管するということでございますが、これ、5課になるんですかね、産業部のほうがですね。非常に課が多くて、事務事業も大変ではないかなという気もいたしております。非常に行革の中で人員削減というこ

ともうたわれておる中で、職員の配置、職員の事務事業の大変さ、多さというのが非常に心配をいたすわけでございますが、そういった体制はどのように考えられているのかお伺いをいたしたいと思います。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 荒谷委員さんの御質問に御答弁いたします。

組織の機構及び事務分掌の見直しにつきましては、例年秋頃に市役所全課を対象として、ヒアリング調査を行っておりまして、各課の現行の課題や、次年度の事業計画に基づく組織機構や事務分掌の最適化に関する意見の提案を、企画政策課と人事課が協同で聴取しております。この意見を通じて、人事課とともに人事配置、人員配置も考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 課長さんの答弁で分かったような、分からんようなところでございますが。まだはっきり申し上げられないところだろうと思うんですが。

産業部っていう部署が非常に多忙であるということを聞いております。そのうえにまだもう一つ課ができるということで、非常に、全体的に見たら、これ、職員体制をきちんとしないといけないんじゃないかなという気もいたしております。やはり事務事業も非常に前に比べて多くなっているのが現状でございまして、職員のモチベーションが下がらないように、そういったことも含めて十分な体制をしていただきたいと、お願いしたいと考えております。

ただ、移管したという事だけじゃなくて、そのフォローを、やはり担当課としてすべきではないかなと考えておりますので、そこら辺も十分、対応していただくようお願いいたしたいと考えております。以上で、要望といたしたいと思います。お願いをいたします。

福谷委員長 はい、要望ということでよろしくをお願いをいたします。
ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 このネーミングについて、商工戦略課、戦略という言葉が入ってきて、何か意気込みを感じるような気がします。あと、また観光交流課、観光という文字が課につきました。今までこういう表現はなかったなと、阿南市は観光が弱いところだという、何かあるのかなという感覚もあったんですが、文字がつきました。この商工戦略とか、観光交流の観光とかいう文字に込められた思いというのがありましたらお聞かせください。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 佐々木委員さんの御質問に御答弁しますが、商工戦略課としたのが、先ほども申しましたようにバッテリーバレイ構想とかも強力的に推進していかないかんということになりまして、戦略的に進めるということで商工戦略課。

観光につきましては、先ほど佐々木委員さんもうわれたように、観光分

野を強めていくということで、それと移住、定住と一体となって進めるため観光交流課という名前にしています。以上です。

福谷委員長 平井副市長。

平井副市長 佐々木委員の御質問に対しまして、課の説明をさせていただきたいと存じます。今回の組織改正の重要なポイント、今回、御提案させていただいております産業部の強化のところがございます。御説明のとおり商工戦略課、観光交流課を改変、そして新設するという事で、それぞれの課の課長が配置されるということで、産業部門の組織強化が図られるわけでございます。

この度、新たな総合計画ということで都市像も掲げさせていただいております。市長のお考えのもとで「輝く個性を育む 自然と調和した産業都市 阿南」、これを実現していくんだということで、総合計画そのものに産業都市の、次の阿南市の在るべき産業都市、それを目指していくんだという精神があるわけでございます。従いまして、総合計画そのものが戦略的な内容になっているということもでございます。

その中で、先ほど御説明をさせていただきました、阿南市ならではのバッテリーバレイ構想の推進。それと既存産業の多くの電源立地も含めてさまざまな阿南市の強みがございます。それを、より一層伸ばしていくんだ、戦略的に伸ばしていくんだということがこの商工戦略課の戦略に強い思いを込めているところでございます。

さらに観光交流、こちらにつきましては皆様御承知のとおり、いろんな、新しい観光、歴史、コンテンツが生じてきているところでございます。若杉山の辰砂遺跡もそうでございますし、この度の直木賞の御受賞ということもでございます。

さらに、それを阿南市だけではなくて広域的に、南阿波観光交流圏ということで連携しながらより伸ばしていこうと。万博も見据えてやっていこう。県もインバウンドの拡大ということで取り組んでおりますので、阿南市も、しっかりと歩調を合わせてここは取り組んでいく必要があるということで、市長の強い思いも込めまして、この観光交流課ということで新設をさせていただきたいということで、御提案をいたしているところでございます。以上でございます。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 こういう名前をつけて新しく取り組んでいくということはよいことだと思います。名前がつくことによって職員のやる気、意識も変わってきて、市民にも分かりやすく取り組みが広がっていくかと思いますので、今後ともぜひ、その名前をつけてその課ができたということで、その意識を持って取り組んでいただきたいと思います。以上です。

福谷委員長 そういう思いでよろしく願いをいたします。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第4号議案 阿南市部設置条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第5号議案 阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

福谷委員長 次に『第5号議案 阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第5号議案 阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第6号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

福谷委員長 次に『第6号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第6号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第7号議案 阿南市特別職の給与に関する条例及び阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

福谷委員長 次に『第7号議案 阿南市特別職の給与に関する条例及び阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第7号議案 阿南市特別職の給与に関する条例及び阿南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第8号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

福谷委員長 次に『第8号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。星加委員。

星加 委員 それでは伺いをさせていただきます。

第11条の2のところでございます。地域手当でございますが、今回の改正によりまして、地域手当っていうのが1号議案で御説明いただきましたように、徳島県は、なくなったということでもありますので、1級地から7級地までの、1級地、7級地っていう区分のところが消えております。

そこでお伺いいたしますが、人事院勧告によって決められたということなんですが、「100分の20を超えない範囲内で規定で定める」というところに線が引かれておりますが、これの説明と今まで徳島県は確か100分の3の7級地であったように思うんですが、これ、全てのところで支給がされてなかったように思うので、今までどこどこが支給されてて、そして激変緩和ということで1%ずつ下げるということですが、そこは条例には載せてないということですが、そこの説明を詳しくお願いしたいと思います。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 地域手当に関する御質問にお答えいたします。

地域手当につきましては、令和6年8月の人事院勧告において、地域の民間賃金の状況を給与に反映させるよう、支給地域等を見直すこととされました。具体的には、現在の仕組みでは7段階の級地区分を設け、市町村単位で支給割合を定めておりますが、隣接する市町村との関係で不均衡が生じている等の意見を踏まえ、令和7年度からの地域の単位を基本的に都道府県単位とするよう見直し、支給割合についても、1級地から5級地までの5段階に再編成されました。

その結果、令和6年8月の人事院勧告におきまして、徳島県が非支給地

とされたことに伴い、本市も現在の３％から０％の非支給地とされたところでございます。

一方で、緩和措置として支給割合が引き下がる地域に在勤する職員の生活の影響等を考慮し、１年ごとに１％減じた額を支給することとされたことから、阿南市職員の給与に関する条例、第１１条の２第２項の規定を「１００分の２０を超えない範囲で規則で定める」と改正することで、引き続き、地域手当を支給できるよう改正するものです。

また、県内の市町村での地域手当の支給状況でございますが、本市以外に徳島市と鳴門市が同額の３％を現在、支給していると伺っております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 ありがとうございました。星加委員。

星加 委員 ありがとうございました。よく分かりました。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第８号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第８号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 ここで、一旦休憩をいたします。１５分程度、１１時１５分まで休憩いたします。

休 憩 １１：００～１１：１３

福谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 １ ３ 号 議 案 阿 南 市 消 防 団 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

福谷委員長 『第１３号議案 阿南市消防団条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。小西消防次長。

【理事者説明 小西 消防次長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。荒谷委員。

荒谷 委員 説明をいただきましたが、人口減少と若い方が、入団数が少ないということですが、現在、団員さんは年齢的にどのぐらいの層が一番多いんでしょうかね。

福谷委員長 小休します。

小 休 11:18～11:18

福谷委員長 再開いたします。
小西消防次長。

小西 次長 荒谷委員さんの年齢層の、消防団員の一番多い年齢といたしましては、令和6年9月30日現在ではございますが、実員数1,208人でございまして、その平均年齢が44.7歳ということでございます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 平均が44.7ってということでございますが、これ、1,310人という人口によりまして定数を定めたということですが、他市に比べたらどんなんでしょうかね。多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

福谷委員長 小西消防次長。

小西 次長 団員の他市の状況でございますが、令和6年4月1日現在でございますが、徳島市が管轄人口約24.5万人で、条例定数774人、団員数が672人となっております。鳴門市が人口約5.3万人で、条例定数910人、実員数が894人。小松島市が約3.5万人で定数が443人、団員数が397人となっております。さらに吉野川市は約3.8万人で条例定数720人、実員数が635人でございます。阿波市につきましては約3.4万人で、条例定数が564人の、実員数が535人となっております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 いいですか。他市に比べたら非常に多い人数になると思うんですが、やはり、いざ火が発生したり、いろいろ災害があった場合、なかなか仕事持ってらっしゃる方が多いと思うんですけれどもね。そういった関係もあって、熟年の、地域防災に寄与する年齢層も上げていったということで、非常に、それはそれでいいと思います。

それで、できるだけ消防体制、出動体制をきちんと通達できるようなシステムはきちんとされていると思うんですけども、いざ火災が発生になったらどういうふうなシステム体制で各消防団に送っているのか、そこら辺もちょっと詳しいにお尋ねいたしたいと思います。

福谷委員長 小西消防次長。

小西 次長 火災が起きた場合等の団員の出動の情報データでございますが、防災行政無線による連絡と、メールによる連絡と、電話による連絡、三重の連絡体制を取っております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。いろいろ立場立場で消防団員も夜中に出動したり、大変な職業というか、団員さんであると思うんですけども、十分に活動しやすいように、そしてまた迅速に出動できるような体制を、これから組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

福谷委員長 要望ということで。

荒谷 委員 以上で、要望でね。

福谷委員長 よろしいですか。よろしく願いをいたします。
ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 御答弁から消防団員の人数というのが定数を1,310人にして、去年の時点にすると。去年の9月の時点では1,208人だったという理解でよろしいのでしょうか。
それで、この状態でも100人余り少ないわけなんですけども、毎年の入団人数と、あと入団への確保の工夫というんですか、というのがされているなら教えてください。

福谷委員長 毎年のっていうことなんですけども、いつの時点でいきますか。

佐々木委員 毎年ってというのが分かりにくそうですね。ですから、では、令和4年、5年、6年ぐらいで教えていただけたら。分かりますでしょうか。

福谷委員長 小西消防次長。

小西 次長 毎年の入団人数でございますが、具体的な数字はちょっと手元にはございませんが、この5年間で毎年40人程度、毎年、入団者数が入ってきております。

それと、入団、加入促進の取り組みの御質問でございますが、これまで入団年齢の引き上げ、年報酬、出動報酬の増額、活動環境の改善といたしまして休団制度の策定に取り組んでまいりました。加えて、毎年消防本部で開催しております消防フェアや、県とのコラボ事業として南部総合運動

公園において消防職員と消防団員による放水体験並びになりきり消防士などの体験イベントを行っております。また、令和7年度の新たな取り組みといたしまして、ケーブルテレビを活用し、市民の方に広く知っていただくため、消防団活動の広報動画を検討いたしております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 毎年40人ほど入ってきているということですが、今、不足している状況から見てそれ以上の方が辞められている。年齢的なものもあるのかと思いますが、こういう中で感じるのは、災害発生時には本当に大切な役割を担っていただかざるを得ない地域の方々だと思います。地域の防災活動とか、日常的にももちろんその地域のメンバーとして、常日頃、ほかの事業にも、行事とかにも参加をしていただいているわけですが、消防団としての見えたかたちでの活動、その姿、例えば法被を着た姿が見えているとかいうようなことが、非常に市民への安心にもつながるかとも思いますので、活動の見える化とそれが確保につながるような、入団につながるような工夫っていうのをまた考えていただけたらと、要望をさせていただきます。以上です。

福谷委員長 という要望でありますので、よろしくお願いをいたします。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第13号議案 阿南市消防団条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第14号議案 阿南市消防隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について

福谷委員長 次に『第14号議案 阿南市消防隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。小西消防次長。

【理事者説明 小西 消防次長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これにより、第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第14号議案 阿南市消防隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第15号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第7号）について

福谷委員長 それでは『第15号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第7号）について』のうち、本委員会に関する部分を議題とします。第15号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。委員の方は、質疑を行う際に、審議の効率化と明確化のために、最初にページ番号と説明欄に記載されている事業名と節をお示しいただいてから質問に入っていただきますようお願いいたします。質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 45ページ、9款、消防費、1項、消防費、5目、防災費、公用車購入費1,377万8,000円について3点お伺いしたいので、1問1答でお願いいたします。

こちら、災害用トイレカー整備費用と説明を受けました。昨年3月定例会における、私、水谷もですが、何人もの議員による質問、提案を受け止めていただきありがとうございます。こちらの予算では、トイレカーを何台整備予定でしょうか。またどのような仕様のトイレカーなのか教えてください。

福谷委員長 石山危機管理課長。

- 石山 課長 危機管理課、石山でございます。よろしくお願いします。
- 水谷委員御質問の、災害用トイレカーに関するお尋ねですが、整備台数は1台を予定しております。災害用トイレカーにつきましては、断水時にも使用できるウォータレスのポータブルトイレを車内に設置するタイプで、従来のタンク式とは異なりまして、水を使わない密閉パック式でにおいや漏れを防ぎ、衛生的かつ操作が簡単な仕様とする予定でございます。以上、お答えいたします。
- 福谷委員長 水谷委員。
- 水谷 委員 ありがとうございます。恐らくバリアフリーではないと思いますので、今後、バリアフリー対応のトイレカーの導入の検討もお願いしたいと思います。
- 続いて質問よろしいでしょうか。
- 福谷委員長 どうぞ。
- 水谷 委員 今後、自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定を他の自治体と結ぶお考えはあるのでしょうか。お願いします。
- 福谷委員長 石山危機管理課長。
- 石山 課長 水谷委員お尋ねの、自治体トイレカーの相互応援、派遣の協定につきましては御質問ですが、トイレカーの災害時の相互派遣、協定につきましては、災害時に迅速で、かつ円滑に衛生環境を整えるために重要な取り組みであると認識をいたしております。現在、本市では徳島県災害時相互応援連絡協議会や関西広域連合の相互派遣の枠組みと、加えて米子市などとの災害時相互応援協定やパートナーシティ協定などを最大限、活用してまいりたいと、まずは考えております。
- また、国が4月から運用開始を目指しております即時応援県というのがございます。こちらの動きなどにも注視して、新たな枠組みなどにつきまして検討していけたらと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 福谷委員長 水谷委員。
- 水谷 委員 ありがとうございます。
- トイレカーについてもう1点お願いします。トイレカーをフェーズフリー、平時でどのように運用していくのか、現段階でのお考えを教えてください。
- 福谷委員長 石山危機管理課長。
- 石山 課長 水谷委員お尋ねの、トイレカーの平時の利活用についてのお尋ねですが、まず、平時の運用につきましては、当該車両の仕様をリアシートが脱着式で予定をしております。これで、用途に応じてウォータレストイレを取り外すことなどもできますので、車内レイアウトが簡単に、柔軟に変更で

きるものを整備する方向で検討しております。平時におきましては資機材の運搬だけではなく、屋外イベント等での活用を想定いたしております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。消防費に関しては以上です。ちょっと別のところでまた質問させてもらいます。
補正予算後の令和6年度末の財政調整基金残高見込み額、令和6年度末の基金残高見込み額、令和6年度末の市債残高見込み額を教えてください。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎です。水谷委員さんの質問に御答弁いたします。
令和6年度末のそれぞれの残高見込み額について、予算ベースでの1,000円単位で申し上げますと、財政調整基金につきましては61億5,483万6,000円、一般会計に属する基金全体につきましては165億194万9,000円、市債残高見込み高につきましては357億3,962万円であります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。
それでは、P31からP33ページの市債と基金繰入金についてお伺いします。P33ページ、23款、市債、1項、市債、23款、合計として10億2,157万5,000円の市債増額。P31からP32、20款、繰入金、2項、基金繰入金、財政調整金12億5,720万円の減額。基金繰入金、20款、合計として11億2,012万6,000円の減額となっています。基金繰入金の減額、市債増額、その理由を教えてください。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 水谷委員さんの御質問に御答弁いたします。
まず、市債の増額の主な要因は、33ページの4目の農林水産債、3億5,160万円。これにつきましては例年、3月補正で県営事業負担金分の歳出予算を計上いたしておりまして、それに対する市債という形になっております。それと、その次に大きいものとしたしましては調整債が3億740万円。それと減収補填債が2億4,717万5,000円で、市債が10億2,157万5,000円の計上となった大きな理由であります。
それと、31ページの財政調整基金繰入金12億5,720万円の減額につきましては、補正予算における総歳入、総歳出を計上した結果の財源調整としまして、12億5,720万の減と計上したところであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧にありがとうございました。以上です。

福谷委員長　ほかに質疑ありませんか。広浦委員。

広浦　委員　ありがとうございます。15ページになるのかな。15ページで先ほども出たと思うんですけども、減収補填債とはどういった地方債なのでしょう。また、どの税目の減収に対する補填なのでしょう。そして、その減収額はいくらなのでしょう。

福谷委員長　山崎財政課長。

山崎　課長　広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
減収補填債につきましては、令和6年度の普通交付税の基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込み額を下回ると見込まれる場合に、この減収を補てんするために特別に発行できる地方債で、法人市民税法人税割分として2億4,717万5,000円を計上するものであります。
また、この地方債の元利償還金につきましては、後年度の基準財政需要額に算入されるものであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長　広浦委員。

広浦　委員　ありがとうございます。
なぜ、これを財政調整基金で対応しなかったのでしょうか。

福谷委員長　今の質問の内容については、もう少し詳しく説明してもらえますか。

広浦　委員　そういった不測の事態にそなえての財政調整基金だと思うので、そちらのほうでお支払すればいいのかなと思うんですけども、どうしてその財政調整基金で対応されなかったのかということをお伺いしております。

福谷委員長　分かりました。そういう趣旨ですので、山崎財政課長。

山崎　課長　広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
減収補填債制度があるわけなんですけど、これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きいときに、その金額、実績額の差を更正するための制度として減収補填債制度がありますので、その制度を活用させたところであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長　広浦委員。

広浦　委員　ありがとうございます。
今回発行した減収補填債は、将来どの財源で償還するのでしょうか。

福谷委員長　今回、この補正でですね。山崎財政課長。

山崎　課長　広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
今回、予算どおり借入れを行った場合は、今後、後年度、元利償還金が発生するわけなんですけど、その元利償還金については、いわゆる一般

財源において償還するわけなんですけど、先ほど少し申し上げたところなんですけど、その元利償還金の75%については交付税算入もされるところであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
繰り上げ償還などをされるようなお考えというのはあるのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
現時点におきましては、繰上償還の考えはございません。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
続いてなんですけれども、そのP15の減収補填債の下にある調整債、先ほども出てきたと思うんですけれども、この調整債とはどういった地方債なのでしょう。また、どの税目の減収に対する補填なのでしょう。そして、その減収額はいくらののでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
調整債につきましては、平成26年度及び平成28年度、税制改正に伴う法人住民税法人税割の減税に係る減収額が、法人事業税交付金の導入による増収額及び消費税率引き上げによる社会保障充実分等以外の地方消費税の増収分を上回る市町村における当該減収に係る額について措置されるもので、全国の令和6年度市町村民税法人税割の収入見込み額と令和4年度市町村民税の法人税割の決算額から算出された率及び令和4年度の法人税割の標準税率相当分の本市の決算額をもとに算出された額、約12億2,990万9,000円の25%分、3億747万7,000円が調整債の発行可能額となりますので、3億740万円の予算を計上したところであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
これまでに、この調整債というものを発行したことはあるのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。
資料を持ち合わせておりませんので、少し答弁があいまいになりますが、かなり前に調整債を活用したことがありまして、それは昭和の後半か平成

の前半だった記憶があるところであります。また、正確には調べてから御報告にまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。よく記憶があるなと思って、すごいなと思います。

あと、よくこの起債の話になると、後年度に財政措置を得られる有利な起債といわれ、というような言葉がよく出ますけれども、この調整債に関しては何%財政措置が得られるものなのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 広浦委員さんの御質問に御答弁いたします。

調整債につきましては、いわゆる後年度の交付税措置はございません。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 繰上償還などのお考えというのはあるのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 広浦委員さんの御質問にお答えいたします。

現時点では繰上償還は考えておりません。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。以上です。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。星加委員。

星加 委員 関連で質問させていただきます。

調整債についてでございますが、調整債は補填されるという交付税措置はないということなのですが、起債ですから、これは要するに事業をすれば、その事業が、家を建てるとか、学校を造るとか、図書館を造るとかということになりますと、後世の方がそのものを使えるということで市債を発行するということはあると思うんですが、私もこの調整債ということがあまりよく知らなかったもので、今、御説明をいただきまして分かりました。

法人住民税っていうのが減額した。それが令和4年度と令和6年度との決算額の差によって認められたっていうことなのですが、これは繰上償還とか交付税措置をされることがなかったら、後世にわたって、この調整債っていうのはずっと残っていくものと、今、理解しましたが、そういうふうなことなのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 星加委員さんの御質問に御答弁いたします。
調整債を借入しましたら、ほかの地方債と同じように毎年、元金償還を行っていきますので、ずっと残ると申しますか、いずれは、償還が全て終わる予定ではあります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、これは何年ぐらいで償還するという調整債なんでしょうか。どれぐらいの期間があるのでしょうか。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 星加委員さんの御質問に御答弁いたします。
最長で30年の設定ができるところであります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。
こういうふうな調整債っていうのは、これ、今、ちょっと思ったんですが、これ、なかなかの裏技、今まで、昭和の時代から、平成の初めから調整債っていうものは発行されてないっていうことになりまして、これ、調整債っていうものは裏技的なものだと思いますが、ただ今の御説明では、4年度から6年度ということですから、5年度、いわゆる法人税が減収。そしてまた、7年度も減収すると。これは交付税措置をされないという調整債っていうものを発行するということがあるとお考えなんでしょうか。その点について、令和7年度もってということですが、お伺いさせていただいて、私の質問を終わります。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 星加委員さんの御質問に御答弁いたします。
令和7年度につきましては、当初予算にも計上しておりませんし、7年度につきましては、まだ、いわゆる税収、景気の動向がまだ分からないので、現時点では借りる予定はございません。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 ありがとうございます。
佐々木委員。

佐々木委員 トイレカーについての質問なんです。これ、トイレカーを使って、市民がそのイベントとかで使ったあと、つまり排泄物ですね、袋に個別に入った排泄物。それをトイレカーとして使うときは市が捨てるということになるんでしょうが、この処理というのはどのようにされますか。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 佐々木委員さんのお尋ねにお答えをさせていただきます。

トイレカーを用いて平時に訓練等をした場合に生じます廃棄物の処理方法でございますが、まずは訓練におきまして、実際に排泄をする、しないというところから検討をしたいと思います。仮に、平時の訓練等で実際に使用した場合に生じた廃棄物の処理方法でございますが、この場合は一般廃棄物として処理するものであると認識いたしております。

今後、車両に搭載していきますウォータレストイレの仕様等を決定していくこととなりますので、担当課に、その処分方法につきまして十分に確認したうえで、適切に運用をしてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 訓練といいながら実際に使用することをあまり想定していないような答弁だったので、私はきちんと使ってみるということが大事だと思いますので、そこは、ただ車を持っていくだけでなしに使う、それを最後まで、排泄物の処理までする。それを訓練に参加した市民が体験するっていうことが大事だと考えます。そのような考えというのがそもそもなかったのかどうかを、ちょっと御確認したいんですが。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 佐々木委員さんのお尋ねにお答えいたします。

まず、トイレカーの密閉パックが必要なんですけれども、そちらにつきましてはコストもかかりますので、そちらとよく、費用対効果も検討したうえで訓練実施の際の計画の時点で御意見を多方面からいただきながら検討をしてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 パックにコストがかかるとか聞いたら何のこっちゃと思うんですが、そんなにコストってかかるもんなんですかね。ここで金額を聞くのはちょっとやめておきますが、コストがかかるから訓練に使わないとかいうような答弁って、そもそもおかしくないのかなと、私はちょっと今、思いました。その姿勢というのが何か、平時に使うっていう、日頃の備えが、備えたこと以外、以上のことはできなかったとかいうのを災害の講演会ではよく聞きますが、やはり実際に使っておく、それを体験しておくとかは大事だと思いますので、要望にとどめますが、言わせていただきます。

それと、処理につきましては、まだちょっと確認不十分のような気がしますが、家庭でもパウダートイレとかを使って訓練しておきましょうねっていうことを呼び掛けています。家庭で使っておかないと使いにくいだろうということです。ですから、そういうときにも、市民からは「どう処理したら」、「捨てたらいいのか」という問いかけがあったりします。ですから、そこをきちんと説明ができるように、私たちも説明ができるように学んでおかなければいけません。保水の凝固剤とともに捨てるっていうことで、きちんと対応できるような答えを市のほうも持っていたきたい

と思いますので、もう要望にとどめます。きちんと答えてくださいね、今度は。よろしくお願いします。

福谷委員長 石山危機管理課長、今のを要望として受け止めるんですか。それともここで答弁できることはありますか。委員は要望してるんですけども、私が問うんもおかしいんですけど、何らかのコメントはないのかなということ。石山危機管理課長。

石山 課長 佐々木委員さんの御質問のことに关しましてお答えをいたします。
先ほどの訓練での使用の検討ですけれども、こちらは消極的ではなくて、いろんな御意見を賜りながら前向きに検討したいと考えております。
それと、ごみの処分に関しましては、私のところの所管でもないのに、然るべき衛生の所管課等と御協議させていただきながら、市民の皆様にも共有できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

福谷委員長 では、そのように進めていただきたいと思います。
ほかに質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 15ページの調整債について、もう一度お伺いしたいと思います。
先ほど、広浦委員と星加委員への御答弁で、交付税措置はなし、今のところ繰上償還の予定はなし、また、最長で30年の償還計画の設定ができるというお話でしたが、具体的に何年で償還予定にされているのかということと、払うべき利子の合計はおいくらの想定されているのか、ちょっと教えてください。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 水谷委員さんの御質問にお答えいたします。
償還年数は30年を想定しておりまして、支払利子につきましては、これから調整債を借り入れますので、まだ、利率のほうは借入するまで分からない点がございまして、いわゆる利子の想定額はまだ算出はしていないところです。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 平井副市長。

平井副市長 副市長の平井でございます。調整債について御説明をさせていただきます。

財政課長からも御説明させていただきましたように、この調整債、国の税制改正、特に地方税法の改正によりまして、どうしても各自治体ベースでみますと、従来よりも減収になってしまうという場合があります。その減少分については、私どもといたしましては、やはり国の責任においてきちんと補填をしてほしいという立場でございますけれども、今回の発行分については調整債ということで、国のほうで、地方の選択肢として余裕をいただいたところでございます。

この調整債については、今年度の交付税措置はないところでございますけれども、私どもといたしたら、この税収の減の影響分についてできるだけ影

響緩和していくための有効な手段として、総務省のほうで作っていただいた制度でございますので、阿南市としても使途において有効活用をしていきたいと、そういう認識のもとで、今回も計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 今、平井副市長のほうから有効な手段という話がありましたが、元金に加えて利子も払っていかなければならない状況で、これって将来のつけへとなると思うんです。私、そういう意味で、事業も生まないこの調整債については反対いたします。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 異議ありとの御意見がございますので、これより『第15号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第7号)』を挙手による採決を行います。なお、挙手しない委員は反対と見なします。
本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

福谷委員長 挙手多数でありますので、『第15号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第7号)』について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 採 決 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 少し時間も、12時を経過しましたので、ただ今から休憩に入ります。
開会は13時からということで、よろしくお願いをいたします。

休 憩 12:06～12:58

福谷委員長 それでは、午前に引き続き、会議を始めます。

第22号議案 令和7年度阿南市一般会計予算について(関係部分)

福谷委員長 それでは『第22号議案 令和7年度阿南市一般会計予算について』のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第22号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。最初にページ番号と説明欄に記載されている事業名と節をお示ししていただ

きまして質問に入っていただきますよう、よろしくお願いいたします。
質疑ありませんか。星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。
ページ数ですね。ページ数、先いったほうがいいですね。

福谷委員長 ページ数をお願いします。

星加 委員 78ページです。総務費の、地域支援費の12、建物調査業務委託料550万のところについて。これ、先だっの御説明ではしらさぎ集会所の調査というふうにお伺いしてるんですが、それについて詳しく、この550万の委託料についてお聞きをさせていただきます。

福谷委員長 しらさぎであれば所管外になるんですが、総務委員会でなしに。

星加 委員 そうなんですかね。

福谷委員長 文教だと思います。

星加 委員 そうなんですね。ほな、地域集会所建物等の補助っていうのも、これ、所管外かな、ここ。

福谷委員長 地域。

星加 委員 所管外であれば取り下げさせていただきます。もう結構です。また聞けます。

福谷委員長 いや、ちょっと待ってくださいよ。

星加 委員 聞けますから。

福谷委員長 所管外でよろしいですか。はい、所管外になります。

星加 委員 結構です。それじゃあ、取り下げいたします。またの機会にお聞きいたします。

福谷委員長 質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 いくつかあるので一つずつお願いします。
まずは令和7年度末の財政調整基金残高見込み額、令和7年度末の基金残高見込み額、令和7年度末の市債残高見込み額を教えてください。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 令和7年度末のそれぞれの残高見込み額について予算ベースの1,000円単位で申し上げますと、財政調整基金につきましては43億8,023万6,000円。一般会計に属する基金全体につきましては140億1,

441万円。市債残高見込み額につきましては357億5,445万4,000円であります。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

それでは、P222ページ、9款、消防費、1項、消防費、5目、防災費、消耗品費、当初予算概要に記載されている災害対策非常用備蓄食糧確保事業について伺います。現在、乳児用液体ミルクが常備されているかと思います。令和7年度も液体ミルクを備蓄される御予定でしょうか。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 水谷委員の液体ミルクの備蓄に関するお尋ねにお答えをさせていただきます。

液体ミルクにつきましては、令和6年度より備蓄を始めております。240缶、4万8,000ミリリットルの量を備蓄いたしております。令和7年度においても本年度と同じ備蓄量であります240缶、4万8,000ミリリットルの量を購入し、備蓄する予定といたしております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

液体ミルクの賞味期限はメーカーや商品によって異なりますが、今後、どのようにローリングストックされる御予定でしょうか。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 水谷委員の御質問、液体ミルクのローリングストックに関する御質問でございますが、本市が備蓄しております液体ミルクにつきましては、賞味期限がおおよそ1年程度でありますため、賞味期限近くになりましたら保健センターやこども課、子ども関係の課と乳児のかかわりのある関係部局と協議をいたしましたうえで提供することを予定しております。今後におきましても、購入した液体ミルクを無駄にすることなく、備蓄目標を充足するローリングストックで対応してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

続きまして223ページ、9款、消防費、1項、消防費、5目、防災費、防災用備品購入費、当初予算概要に記載されている水循環型シャワーシステム購入費について伺います。水循環型シャワーシステムは保管場所をどこにお考えでしょうか。また、平時での活用をどのようにお考えでしょうか。教えてください。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 水谷委員の水循環型シャワーシステムに関するお尋ねでございます。
今回、整備を予定しております水循環型シャワーシステムの保管場所でございますけれども、こちらは現在、市役所地下の災害備蓄倉庫において保管する計画であり、災害時には各避難所等でのシャワー入浴支援に活躍させる予定でございます。

当該シャワーシステムにつきましては、A I 水循環システムによりまして、大規模災害時に断水した場合でも、少量の水で多くの方々にシャワー入浴が提供可能であります。自らの被災時はもちろんのこと、被災地支援にも活躍が期待されます。平時におきましても、夏場のスポーツイベントなどで活躍が期待できるものと考えております。以上、お答えいたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。
続きまして、同じく 2 2 3 ページ、9 款、消防費、1 項、消防費、5 目、防災費、計画作成支援業務委託料、当初予算概要に記載されている個別避難計画策定業務についてお伺いします。令和 6 年度当初予算 3 5 万円から、令和 7 年度当初予算 1 4 万円に減額されております。減額した予算の中で、どのように個別避難計画を策定していくのか教えてください。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 水谷委員の個別避難計画策定業務に関するお尋ねにお答えをさせていただきます。

本業務は、個別避難計画の作成につきまして、外部専門職に委託して作成した場合に、1 件当たり最大 7, 0 0 0 円の委託料を支払うというものであり、令和 6 年度は年間 5 0 件、3 5 万円の予算を計上しておりましたが、現在のところ、外部委託による計画作成の申し出がなく、予算の支出がないところでございます。

今年度、作成した医療的ケアの必要な方の計画作成業務から、実効性が高い計画の策定には時間をかけての丁寧な連携による作業を要します。令和 7 年度予算では、外部委託した場合における件数を下げまして、年間 2 0 件程度とさせていただいた上で、令和 7 年度から個別避難計画作成業務につきましては、業務を危機管理課から地域共生推進課へ移管します。これをもって、スピード感をもって業務を着実に推進することといたしますので、御理解をいただければと存じます。以上、お答えいたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

では、続きまして 7 0 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、7 目、企画費、企画調整費、当初予算概要に記載されていることも議会関連経費についてお伺いします。中学生を対象予定とのことですが、実施時期や内容はどのようなものをお考えでしょうか。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 水谷委員の、こども議会関係の質問について御答弁申し上げます。
令和7年度当初予算の案の概要におきましてこども議会、関連する経費といたしまして、市内の中学生を対象としましたこども議会開催に係る予算を盛り込んでおります。本事業は、本市の合併20周年記念事業として位置づけているものでありまして、今回は平成30年に市政施行60周年記念事業の一環としまして実施しております。

今回の実施時期といたしましては、まずは生徒さん、先生方の負担も考慮して夏休み期間中に開催したいと考えております。内容につきましては、今議会における市長所信にもありましたとおり、参加いただきます生徒の皆様が、本市の市政において、自ら考えた意見や質問を本市に直接届けられるような場としたいと考えております。

また、いただいた意見や質問をしっかりと受け止め、可能な限り、本市の各種施策に反映していけるよう、教育委員会や現場の先生方と相談、連携しながら計画してまいりたいと考えております。以上、御答弁とします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。
こども議会を実施されたあと、得られた知見をもとにこども基本法に基づく子どもの意見を聞く場の創設など、今後につながる政策展開の御検討をお願いいたします。一旦、これで終わります。

福谷委員長 ただ今のは要望でよろしいですね。
ほかに質疑はございませんか。住友進一委員。

住友進一委員 5件ほど質問をさせていただきます。
まず51ページになりますけども、20款、繰入金のところなんですけど、ここで、輝けあなんふるさと創造基金繰入金っていうのがあります。これ、廃止目ということになってますけども、この基金については、僕の記憶が正しければ合併特例債を積んだもんでないかなというふうに思ってます、それが一つ確認です。
あと、これを廃止目ということで、使い切ってしまうと廃止するのということ。それと、もし残っているんであればどのぐらい残ってんのかというのを聞かしていただければと思います。よろしくお願いします。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 輝けあなんふるさと創造基金の御質問について御答弁いたします。
輝けあなんふるさと創造基金につきましては、委員さんの御質問のとおり、合併特例債を活用して基金造成したものであります。それで、予算書上の廃止目の意味合いとしましては、使い切ってしまったのではなく、予算書の作成のルールとしまして、この場合でしたら、輝けあなんふるさと創造基金、本年度、令和7年度は繰入金はゼロ。前年度、令和6年度は2,122万8,000円ありまして、前年度あったものが今年度ゼロ計

上になった場合に、説明欄に廃止目という表示がされるものでありますので、輝け阿南ふるさと創造基金の現在高といたしましては、令和6年度末の基金残高見込みで、予算ベースの1,000円単位で申し上げますと、22億7,747万8,000円であります。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。まだ基金は残っているということで了解をいたしました。

次に移ります。ページ73ページです。総務費の1項、総務管理費の9目の電子計算業務費の中の12節の委託料と13節の使用料及び、何これ、賃借料についてです。これ、両方とも委託料と使用料及び賃借料、これの説明をいただきたいんですが、両方とも1億5,000万ぐらい計上されてますんで、かなり大きな数字になってますんで、説明をお願いしたいと思います。

福谷委員長 田中DX推進課長。

田中 課長 DX推進課、田中でございます。

電子計算業務費の委託料と使用料につきましては、現在、標準準拠システムの移行への費用が高額となっておりますので、その分が予算上に反映されたものでございます。

また、標準準拠システムにつきましては、住民記録をはじめとする20業務について、本年度、移行がほとんど予定されておりますところでございます。標準システム移行のクラウド、また、使用料及び賃借料につきましても、クラウド利用料というのが今年度より、今まで国が補てんしていたわけですが、本年度より自治体のほうで負担するような形になっておりますので、そういった形で予算計上をさせていただいております。以上、お答えといたします。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。

このDXについては国の指導のもとで標準準拠システムを変更、構築をしておるということで、国が主導してやっておる分についての委託料であったり使用料、賃借料が発生して、かなり大きな負担が自治体にかかってきよるということでありますので、移行が今年度で終わるかどうか分かりませんが、また続くようであれば費用対効果も考えないかんような時期が来るんかも分かりませんし、今のんが続くようであれば、やっぱり国のほうへ交付金で補てんしていただけるように、これは強く要望しとかないかんのんちゃうかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて85ページです。目で15目の関係人口創出事業費の中の12節です。これはふるさと納税推進業務委託料が3億5,238万1,000円計上されておりますけれども、予算書49ページにありますふるさと阿南応援事業寄付金が、来年度は7億2,000万余り歳入として見込まれるということで、これの約半分ぐらいが歳出に計上されておるということでありますので、その主な内容について説明をお願いしたいと思います。

福谷委員長 数藤参事、ふるさと未来課長。

数藤 参事 ふるさと未来課、数藤でございます。

ふるさと納税推進業務委託料の主な内容についての御質問でございますが、ポータルサイトのさとふる、楽天、ふるなび、ふるさとチョイスへの委託料や返礼品の調達代や返礼品の配送料などが主な内容となっております。

また、返礼品の配送料につきましては、昨年11月に本市のふるさと納税の大部分を占める紙製品の配送を、単価の安い配送業者に変更いたしまして、今年度の寄付額ベースで換算いたしますと年間500万円以上の経費の削減を見込んでいるところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。返礼品も含めての委託料ということで、大方、半分かくらいが委託料として歳出されております。ポータルサイトについても4カ所をチョイスしておるようですが、これも、ポータルサイトについてもいろんなところが、よく、今、これからも出てきよと思いますんで、その辺でまたたくさん集められるようなサイトを見つけて追加していくと、やっぱりこのふるさと納税自体も増えてくるんでないかなと思いますんで、その辺もウォッチしていただいて、取り入れていただきたいなと思います。

配送料の減額も検討してやっていただきよということなんで、そういうもんも、必要経費をできるだけ圧縮して、いただける金額を必ず大きくしていただくという努力をしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いいたします。

続きまして95ページ。参議院議員選挙費です。この中で、聞いてみますと、参議院ですから国のほうの委託費で全部まかなえるのかなと思っておったんですけども、一般財源のほうから164万5,000円、出るようになってます。これについて説明をお願いしたいと思います。

福谷委員長 喜多選挙管理委員会事務局長。

喜多事務局長 選挙管理委員会事務局、喜多でございます。参議院議員選挙費の財源として、一般財源を164万5,000円計上している理由についての御質問にお答えします。

令和7年7月、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が執行される予定でございます。この選挙に要する費用については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」等により、原則的にその全額が国庫の負担となります。しかしながら、備品の整備にかかわる経費は、当該備品がほかの選挙でも継続して使用できるため、9分の5が国庫支出金として、交付対象とされ、残りの9分の4は市の負担となります。このため、97ページの17節、公用車購入費180万と、選挙用の備品購入費190万円の合計370万円の9分の4に当たる164万5,000円が阿南市の負担となり、一般財源として計上してございます。

それから、選挙管理委員会が所管しております公用車ですが、通常は職員の出張のほか、選挙の啓発パレードとか、投票率の向上のために広報車として利用してございます。現在はその公用車、平成17年度に購入したもので、購入後、約20年が経過し、老朽化が激しいため買い替えるものです。

それから、選挙備品の購入費につきましても、開票時に使用する投票用紙の計数機4台が故障し修理不能のため、買い替えるものでございます。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。

公用車の購入費ということで、180万ほど出てますけども、これ、移動期日前投票車なんかと勝手に想像してましたけれども、ちょっと安いなと思ってたんで、内容が広報車ということなんで了解をいたしました。一般質問でも質問しましたけれども、移動期日前投票車についても検討をお願いできたらというふうに思います。この件については以上です。

次に、最後になりますけれども、224ページの防災費のうちの18節の自主防災組織育成事業補助金ということで、155万5,000円計上されておりますけれども、これは自主防が防災訓練なんかすると、それに伴う補助金だろうと思うんですが、昨今、かなり大きな地震が続いておりますので、かなり増えてきとんでないんかなと思うんですが、過去3年間のその実績について、まずお伺いをいたします。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 住友委員の御質問、自主防災組織の支援事業補助金につきまして、令和4年度から令和6年度の状況等をお知らせさせていただきます。

初めに、本市の自主防災組織の組織率は、令和7年3月現在、237組織が結成されております。組織率は98.83%となっております。自主防災組織育成補助金の状況でございますが、令和4年度決算では58団体に対しまして41万7,000円を交付。令和5年度決算は72団体に対し51万5,152円を交付。令和6年度は、本年3月17日現在の申請ベースにはなりますが、59団体に対しまして44万円を交付する見通しとなっております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございました。

自主防の組織率については98.83%ということで、かなり高い比率にはなってますけれども、まだできてないところがあるということなんで、その辺は少し、お願いをして作っていただけたらというふうに思います。

それともう1点、この補助金について聞いてみますと、予算案に比べてかなり低い、3分の1以下です。まだまだ自主防自体で防災訓練なんかされるところが少ないようにも思いますので、その辺もう少し、啓発も兼ねて、もう少し手厚く補助金の率を上げるとかしながら、防災訓練をできるだけ、自分のためになるものですから、お願いして訓練していただくとい

うのも必要なんではないかなと思いますので、その辺、広報も兼ねて、今回、通知だけじゃなくって、各自主防に対して連絡を取って「どうですか」っていうようなことも含めて啓発していただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 いくつかあるんですが、順番に聞かせてください。
まず64ページです。64ページの2款、総務費、2目、人事管理費のハラスメント相談事業委託料。これが職員さん対象に月に2時間の相談対応というふうに当初予算の概要には書かれていますが、どのような取り組みなんでしょうか。月に2時間というのは1人に対してですか。どういうことなんでしょうか。どういう、例えば相談を受ける人はどういう人なのかとか、場所はどうするのかとか、そういうことが決まっていたら教えてください。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 ハラスメント相談事業の委託料についてお答えいたします。
ハラスメントの相談委託料につきましては、外部の相談窓口といたしまして、今年度の12月補正で計上いたしまして、今年の1月から月に1回、2時間、外部の団体に委託して、相談業務を行っております。ひと月に2時間ということで、外部の団体をお願いしているわけなのでございますが、公認心理師の資格を持つ外部の団体に委託しております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 外部の団体に、月に2時間分、だから年間でいうたら24時間になるんですか。それを、その月2時間だけ委託するっていう、それが、相談があるのかなかろうが、外部のどこかで。で、相談者がいたらそこに案内するというような、そういう、相談窓口がありますよっていう形の、そういうようなものなんでしょうか。それは、職員さんには十分、周知はもうされているんでしょうか。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 ハラスメントの相談窓口といたしましては、ハラスメントの要綱に従いまして人事課内で相談員がおりますし、人権・男女共同参画課のほうでも相談員がいるような形で、職員のハラスメントに関する相談を受け付けております。

今回、外部の団体に委託いたしましたのは、市役所の職員に相談すること自体がなかなかハードルが高いといったような場合に対して、外部の公認心理師の資格を持つカウンセラーの方をお願いすることによって、相談しやすくなるだろうということで、月に1回、2時間、まずはやってみようということで始めたわけでございます。

その窓口の案内につきましては、安全衛生だよりのほうで、もう既に周

知はいたしまして、1回目の相談につきまして、相談があった旨、聞いております。年度末に相談の報告が上がってくるようになっております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 今、お聞きしたら、内部での、今までどおりの窓口。しかし、それでは相談しにくいから外部に作りました。それにも1件ありましたという、その職員さんの相談しやすい取り組み、安心っていうんですかね、以前から指摘をさせていただいたこともあります。改善されてきたというので、これはよかったなと思います。職員さん対象ということで、今後もそういう取組をしっかりと、声を聞きながら続けていただけたらと思います。

あともう1点あります。ページ218ページでありまして、9款、消防費、1目、常備消防費で緊急消防援助隊設備整備事業の中での消防ポンプ自動車購入費ですね。これが大方2億7,000万円ですか、すごいなと思ひながら、高所のはしご車というふうに書かれておりますので、金額が金額ですので、できるだけ買うことになった、あるいは買わなければいけないという規定があるのかとか、どういったものかというのを詳しく教えてください。

そして、今現在ある30メートルのはしご車というのは、今後どのようにされるのかとか。30メートルのはしご車というのが出動したことも、そうあるのかなというふうにも思いますが、そういう、多分、見た目すごく美しいようなはしご車が今後、どうなるのかとか、行財政改革の観点からも何かいい方法があるのかなと思いますので、総合的に御答弁よろしくをお願いします。

福谷委員長 田中参事、消防総務課長。

田中 参事 消防総務課の田中です。佐々木委員の御質問にお答えいたします。

今回、更新するはしご車につきましては、現在、平成12年に購入した災害対応特殊はしご付き消防ポンプ自動車30メートル級が整備から24年を経過し、2回のオーバーホールを行い運用しているものの、経年劣化による配管腐食等の老朽化が激しく、消防活動に影響を及ぼす恐れがあること。また、高層の建物や企業の建屋の増加、阿南市内においても住環境が激変していることから、最新鋭の災害対応特殊はしご付き消防ポンプ自動車40メートル級に更新するものでございます。

なお、現在のはしご車の処分等につきましては、今までの消防車両につきましては、落札業者の引き取りや資源回収業者への売却を行っておりますが、他市の状況等も調査し、資産の有効活用について検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 これは確か買い方が、有利な買い方が何かあったとお聞きした気がするんですが、お金の出し方というのは何か工夫があるのでしょうか。

福谷委員長 多分、債務負担行為のことをいわれてると思うんですけども。田中参事、

消防総務課長。

田中 参事 緊急消防援助隊設備整備事業といたしまして、緊急防災減災事業債を活用し購入いたします。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 佐々木委員、いいですか。

佐々木委員 24年経過ということで、私たちには一見、外側から見るとぴかぴかに見えても、実際、使っていると、いざというときに問題があるかもしれないという、そういう、人の命をほんまに預かる大切な場所に、高額ですが買っていくという、そのところは分かりましたので、有利なお金を借りて買っていくというのはいいことだと思います。以上です。

福谷委員長 佐々木委員のほうで、質問があった中で、この平時の場合に出動したことがあるのか、ないのか。どのようなかたちで利用されているのかっていう質問がありましたけども、答弁がないように思うんですが。すいません、ちょっと立っていただいて。重田第一消防課長さんでよろしいですか。

重田 課長 消防署、第一消防課の重田でございます。よろしくお願いいたします。
はしご車の過去の使用実績につきまして御説明させていただきます。
過去10年間で、実災害にはしご自動車が出動した件数は9件であります。そのうち、実際に使用した活動事案につきましては3件でございます。なお、その他災害時以外の活用といたしましては、県内や他県において発生した石油コンビナート施設等の大規模災害にも要請があれば出動することとなっております。
また、平時におきましても署内訓練をはじめ、各事業所での訓練、各種イベント等での体験や見学など、多岐にわたり活用し、消防活動への理解につながるよう取り組んでいるところでございます。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 ありがとうございます。
ほかに質疑ありませんか。広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。26ページの1款、1項、1目の市民税の個人分に関して伺いいたします。昨年より3億1,520万以上多く見る具体的根拠を説明してください。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 税務課、清水でございます。広浦委員の、市民税の個人分の増加について説明させていただきます。
個人市民税につきましては、定額減税の終了に伴う増収分ですね。これが主でございます。これに加え、県内の景況において個人消費、生産、雇用情勢などがやや上向きにあることから、令和7年度課税の基準となる令和6年中の所得は増えるの見込まれること。一方で、ふるさと納税による住民税の減額分がさらに拡大することも総合的に考慮し、前年度当初予算額に対し9.8%増を見込んでおります。以上、お答えいたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

定額減税の影響が、去年は大きくあったかなと思いますし、あと、自分の考察にはなるんですけど、そもそも市民の方の所得も上がったのかなと思うんですけども、その辺りは考慮されているのでしょうか。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 先ほど申しましたように、個人消費、生産、雇用情勢などがやや上向きであることから所得も増加したと見込んでおり、予算に計上しております。定額減税につきましては、先ほども説明いたしましたように、令和6年度分予算については定額減税の分の減額をしておりましたが、令和7年度においてはその減額をしておらず、最終、増収となっております。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。定額減税、あと、恐らく給与の所得がそもそも上がったというようなこともあるのかなと思います。

令和5年を見たときになんですけども、令和5年の当初予算比と比べると、今回が約2億多くなっております。あと、決算で見ても約3,000万多いような令和7年度の予算となっております。そもそも所得が上がったっていうのも一つの大きな要因かもしれないんですけども、私が思うのは、令和5年と比べたら人口も減っているかと思います。そうした中で、定額減税がなかった令和5年と比較しても、この令和7年度の個人分の市民税が増となっておりますけれども、人口も減っている中で今回、増ということによろしいのでしょうか。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 広浦委員御指摘のように、人口は減ってはきておりますが、それを上回る所得の増と、今、当初予算では見ている次第でございます。今後につきましても、少し予断を許さないところもありますので、注視してまいりたいと思います。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 分かりました。ありがとうございます。非常に予測の難しいところかなとは思いますが。

あと、もし見込みと違ってこの税収が少なかった場合、どのように対応するお考えなのでしょうか。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 予算に影響する範囲で下がりましたら、その都度、各議会において予算の調整を図らせてもらいます。それに先立ちまして、財政当局と十分、協

議のうえ、財源確保に努めてまいりたいと思います。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 続きまして、その下の法人税に関してになります。1 款、1 項、2 目、法人税なんですけれども、こちらは逆に、約 3 億円の減収を見込んでおられますが、その理由は何なんでしょうか。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 市民税の法人分につきましては、現時点では、市内主要企業における 2024 年 12 月期決算が公表されていないため、昨年 10 月の中間決算によりますが、原材料、電気代等の高騰及び為替差益の縮小並びに自社調達割合の縮小に伴い 8 期ぶりの減収減益となりました。

また、その後、実施しました同法人に対しましてのヒアリング内容を踏まえつつ、同法人以外の市内企業においても物価上昇による需要の低下や買い控え、人手不足が続く中での人件費上昇による利益の圧迫などの影響も鑑みつつ、令和 6 年度の決算見込みを基に広く検討した結果、前年度当初予算比で 24.9% 減の 9 億 3,630 万円といたしたところでございます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。この法人税なんですけれども、もし見込みが違って税収が少なかった場合、どのように対応するのでしょうか。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 先ほど個人市民税についてお答えいたしましたように、予算に影響が出る範囲での変動が見込まれる場合には速やかに補正予算を提出し、調整したいと考えております。個人市民税に対しまして、法人市民税のほうが、より、少し先行き不透明な点がありますので、より注視してまいりたいと思います。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 両市税ともに先行きが非常に不透明であるということが分かりました。続いて 26 ページ、1 款、2 項、1 目、下ですね、固定資産税に関して、家屋償却資産の増加を見込み、前年比約 2 億 4,900 万増となっております。これを踏まえて 3 点伺います。

家屋分の増収要因は何でしょうか。

2 点目、償却資産の増収要因は何でしょうか。

3 点目、これらの増収は、今後も毎年継続的に同水準で見込めるものなのでしょうか。お答えください。

福谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 広浦委員の御質問に、順を追ってお答えいたします。

まず家屋分の増収要因でございますが、家屋につきましては、令和7年度は評価替えの中間年度であり、新增築分による増収と減失分による減収、さらに公益減免等を控除して見込んだ結果、対前年度当初予算比では4.6%の増収といたしました。これは、減失分より新增築分が上回ったと判断したところでございます。

次に、償却資産につきましては、総務大臣及び知事配分に係る課税標準額は減少傾向にあります。過去5年間の推移をもとに算出し、逆に市町村決定分については増加傾向にあり、市内主要企業の設備投資の動向を聞き取りした結果を考慮し、前年度当初予算比で4.1%の増収といたしましたところでございます。

次に、これらの増収は今後も毎年継続的に同水準で見込めるのかという御質問でございますが、市税を取り巻く環境は日々、刻々と変化しており、国内においては個人消費が回復の兆しを見せておりますが、景気を下支えしている賃上げがこのまま定着するのか。また、円安に伴う原材料コスト上昇により、企業の収益を下押しするリスクなど、懸念材料があることに加え、社会情勢の動向により、我が国、企業の生産活動が左右されることも十分考えられますことから、今後もさらに動きを注視し、市税に与える影響を分析しながら適正な課税と収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

評価替えであったりとか、あと、家も多く建ったということなんだろう。あと、企業も投資があったとのことですけれども、一時的な増収の可能性も高いのかなと思いますので、私も引き続き注視していきたいなと思います。

続いて50ページなんですけれども、20款、2項、3目、1節、ふるさと阿南応援事業基金繰入金はどういった事業に充当するのでしょうか。

福谷委員長 数藤参事、ふるさと未来課長。

数藤 参事 ふるさと未来課、数藤でございます。ふるさと阿南応援事業基金を充当する事業についての御質問でございますが、事業内容につきましては、ふるさと阿南応援事業基金条例の第1条の第1号から第6号までに掲げる事業に該当するものになっておりまして、阿南SUPタウンプロジェクトの推進に関する事業、関係人口の創出、拡大、深化に関する事業、環境保全に関する事業、観光振興に関する事業、創業支援に関する事業、また、全各号に掲げるもののほか、人口減少及び地域経済縮小の抑制に関する事業に当てはまるものとなっているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。次で最後の質問とします。

72ページなんですけれども、2款の総務費の1項、総務管理費、7目、

企画費、企画費だったかな、ごめんなさい。この辺に、18か、わがまち予算に関連するものがあると思われるんですけども、こちら、わがまち予算交付金100万とありますけれども、確か2カ所とおっしゃられていましたが、これ、50万、50万を公民館に配るとするようなイメージでよろしいのでしょうか。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 企画政策課、七條です。広浦委員さんの、わがまち予算についての御質問にお答えします。

今、広浦委員さんが公民館とおっしゃいましたが、地域は2カ所、50万ずつで100万というような想定はしておりますが、公民館というのではなくて、制度の担い手になります活動主体の整備については、今もう既存の協議会とか、地域づくりにノウハウを持っています阿南市社会福祉協議会とも連携しながら進めていく考えでございます。

モデル事業の効果を検証して、ふるさと活性21の活動補助金、ふるさとづくり基金地域活性化補助金を集約して、再構築して、8年度以降に本格的な制度運用をしていく予定でございます。以上、答弁いたします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 2カ所は2カ所なんですよ。その2カ所はちなみにどこになるのでしょうか。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 まだ、この地区はまだ決まっておりません。新年度に替わり次第、また協議して進めてまいるところでございます。以上、答弁とします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 何で決まっていらないのでしょうか。

福谷委員長 この問題は代表質問か一般質問で答えたはずなんですよ。再度、求めますか。御答弁ということで、七條企画政策課長。

七條 課長 お答えします。まだ2地区の場所っていうのは具体的に決まってないんですけど、今、福谷委員長さんもいっていただいたように、ここの担い手を探すのがすごい苦慮しておりますが、広報しながら、地元に入って話しながら、できるところからスモールスタートしていきたいと思っております。現段階では、地域というのは決まってない状況でございます。以上、御答弁とします。

福谷委員長 広浦委員、終わり。

広浦 委員 以上です。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。山崎委員。

山崎 委員 新年度予算の、大変、苦勞されて編成されているなど感じております。その中でも、市長所信の中にも、先ほど質問の中にも財政措置が伴った有利な起債の事業を展開するということが出てきております。この新年度予算の中で、具体的にどのような項目にされているのかお示しいただきたいと思います。

福谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 山崎委員の質問に御答弁いたします。

有利な起債の具体的な事業債について、地方債メニューと予算説明書で主なものを御説明いたします。

まず、緊急防災減災事業債につきましては充当率100%で、元利償還金の70%が地方交付税措置されるもので、この地方債の活用につきましては、予算説明書の55ページ、1目、総務債、1節、総務管理債のうち、情報文化センター改修事業債2,740万円で、避難所でもある情報文化センターの空調改修に係るものであり、次の56ページでは、7目、消防債、1節、消防債のうち、消防防災施設等整備事業債2億8,620万円で、その主な内容は災害対応特殊はしご付き消防ポンプ自動車の購入であり、その下の避難所設備等整備事業債660万円は水循環型シャワーシステムの購入に係るものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては充当率100%で、元利償還金の70%が地方交付税措置されるもので、56ページの6目、土木債、3節、河川債のうち、辰巳那賀川樋門改築事業債4億1,710万円、その下の河川整備事業債1億60万円は、準用河川幾島川の護岸改修、古津川の放水路整備に係るものであります。

次に緊急浚渫推進事業債につきましては充当率100%で、元利償還金の70%が地方交付税措置されるもので、56ページの6目、土木債、3節、河川債のうち、準用河川浚渫事業債1,790万円は、準用河川川西川の浚渫工事に係るものであります。

次に、脱炭素化推進事業債につきましては充当率90%で、元利償還金の30%から50%が財政力に応じて地方交付税措置されるもので、56ページの8目、教育債、1節、小学校債の小学校施設改修事業債4億4,160万円、そのうちの3億330万円が小学校21校の自己所有型ESCOでのLED化事業に係るものであり、同じく8目、教育債の5節、保健体育債のうち、保健体育整備事業債5,990万円、そのうちの5,790万円が羽ノ浦小学校、長生小学校のグラウンド照明のLED化事業に係るものが主なものであります。以上、御答弁いたします。

福島委員長 山崎委員。

山崎 委員 いろいろなメニューが国のほうからこしらえて、自治体のほうに活用という意味で示されていると思うんです。そして、これ、いわゆる市債に関連してくると思うんですが、やはりいろんなメニューを使って、今、使える分は積極的に取り組むべきだと思います。このメニューがいつまでもあるわけではないし、補助金か交付金か分かりませんが、有利なもの

を積極的に活用する。

私、昔、というか合併前の阿南市が非常に財政が苦しいときに、財政のほうがこういう資金でないと事業化しなかった、一般財源だけではだめですよと。より有利な制度を使って事業展開せな、予算にお金がない時代のことを、先輩方が、退職された市の職員の方から「大変苦勞したんだ」と、こういう話を聞いております。

今、まさに私は、基金のほうのものが塩漬け状態でありますから、事業が縮小しては、そのせいにしとね、事業を縮小してはいけないと思う。積極的に国、県、あらゆる有利なものを活用して事業を進めるべきだと思います。

先ほどの中にも、ESCOとかいろいろなものがありました。しかし、これを使えるときに使わないかんし、自己資金がないからといってあきらめてはだめだ。私、最終的に、前にも申し上げておりますが、行政ですから、市民のためにする事業をお金がないから後へ回してというんでは、何の意味もないですよ。

そのときにあるメニューをしっかりと使って、例えばこれから図書館、那賀川町民センター、春日野下水道、大きい事業ありますよ。私はそこで一番問題になるのは、塩漬け状態ですから、これ、どないしようもないですよ。ほんで、今、金利上昇が、どんどん上がりよる。いつまできたって債券売れませんよ。ほな、それで市民生活を犠牲にしていいいのかと。私は、そういう議論ではだめだと思います。やっぱり積極的に事業を展開していかね、市民の方は市の財政が苦しいから待ってくれという、いける事業が数少ないと思います。やっぱりせないかんことはその時期にしなければいけない。私はそう思ってます。

そういう意味で、現金がない、今年の、先ほどの調整債もそうだと思うんですが、最終的にはあれ、法人税がずっと、前年から減ってるから、収入が減ったんですから、それ、補填するものは何かという借金、市債であり、

福谷委員長 すいません、山崎委員。

山崎 委員 ほな、ほういうふうに、市の、

福谷委員長 ちょっとまとめてください。

山崎 委員 そういう意味で、しなきゃならないと思いますので、市の考え方をお示しいただきたいと思います。

福谷委員長 平井副市長。

平井副市長 山崎委員より、阿南市の行財政運営において市債、地方債の有効活用が不可欠であろうということでお話いただきました。全く認識共有させていただくところございまして、この阿南市の行財政運営、これを持続可能なものにしていくため、これはすなわち住民の皆様に対する行政サービス、これを将来に向けて持続可能なものにする、そのためのものがございますけれども、その際に、地方債の有効活用、こちらが不可欠なものと考えております。

地方債は、この財政収支のバランスを図る際にも、また、後年度負担の適切な平準化を図るためにも、非常に有効な制度でございます。ただ、歯止めなくということではございません。地方債の発行に当たっては、やはり総額の管理と、それと、その公債費への影響、この二つをしっかりとガバナンスしていくことが重要であるというふうに認識をいたしております。

まず、地方債の残高につきましては、先ほど来、御質問を頂戴いたしましてお答えいたしております。令和6年度末が357.4億円でございます。令和7年度末が357.5億円ということで、ほぼ同額レベルを堅持できる見込みでございます。令和5年度末はいくらなのか。360.9億ということでございまして、今の見込みでは6年度末、7年度末は5年度末を下回るという残高のコントロールを今のところしているところでございます。

一方で、その中身も非常に重要でございます。公債費の実質的な負担が大きくなると、将来の市民の皆さんの負担が大きくなるということでございますので、この度の新たな行財政改革プランにおきまして、まず4年後の数値目標ということで、令和10年度の実質公債費率を10%未満にするという目標設定を初めて阿南市としては設定をいたしております。

この実質公債費率が18%以上になりますと、地方債発行する際に総務省からの許可を得ることが必要になるということで、自治体としての地方債発行の自由度が少し損なわれることがございますけれども、今現在、阿南市の実質公債費率は6.1%、5年度決算ベースでは6.1ということでございますので、18%からは離れておりますし、10%未満ということでもかなり差があるということで、後年度負担、実質負担ということでの健全性も十分確保できるものと、これ、もう必ず確保していきたいということで、この度設定をいたしているところでございます。

今後とも、このような認識のもと、ガバナンスもしっかりと行いながら地方債の有効活用を行うことによって、住民の皆様への行政サービスを持続可能なものにしていきたいというように考えております。以上でございます。

福谷委員長 ありがとうございます。山崎委員。

山崎 委員 答弁いただきました。そのとおり、もう私もそのように考えます。やはり市民の方が生活する上で、事業をしてもらいたいものは、できるときは、できるだけ早くということですから、後ろへ後ろへ延ばすわけにはいけないので、積極的に事業展開していただきたいと思います。要望しておきます。

福谷委員長 ありがとうございます。
ほかに質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 議場での私の一般質問の財政シミュレーションに関する答弁で「中長期的な見通しを行い、一定の試算を行った」というお話のところの再問で「また議会とかホームページ上で公表したい」というお話があったかと思うんですけど、これって今、公開とか情報提供していただくことは可能なのでしょうか。

福谷委員長 今って。

水谷委員長 議案じゃないから、今です。議案じゃないから無理ですか。

福谷委員長 今。

武田副委員長 一般質問は受けてない。

福谷委員長 受けたんだろう。

武田副委員長 委員会の一般質問ない。

福谷委員長 ごめんなさい。今のは質問してないの。

水谷 委員 質問はしたんですけど、武田副委員長がおっしゃっているのは議案書の中じゃないから質問できないということだと。

福谷委員長 ということはできないということで。

星加 委員 委員長が判断したら。

福谷委員長 では、できないということで、今ということでもありますから、ちょっと無理だと思います。水谷委員。

水谷 委員 再開してますか。小休してない。すいません、失礼しました。
ありがとうございます。質問は以上です。意見、ちょっと述べさせていただきます。

岩佐市長、御就任されてから、財政調整基金約54億ほど取り崩しされてるかと思います。ごめんなさい、ちょっと私の計算間違えてたらごめんなさい。一般会計に関する基金の繰入金は、大体、約77億円ぐらい、

武田副委員長 意見は、受け入れてない。

福谷委員長 水谷委員。これからの意見になるんですか。

水谷 委員 意見です。

福谷委員長 意見は一応、ここでは質疑ですので。

水谷 委員 じゃあ、意見は。質疑ないです。

福谷委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 なし、では質疑なしと認め、質疑を終結します。

これにより、第２２号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

水谷委員 異議あり。

福谷委員長 異議あり。では、異議ありとの御意見がありますので、これより『第２２号議案 令和７年度阿南市一般会計予算について』、挙手により採決を行います。なお、挙手しない委員は反対と見なします。
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

福谷委員長 ありがとうございます。挙手多数ということで、『第２２号議案 令和７年度阿南市一般会計予算について』の、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 採 決 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 次に入りたいのですが、ここで１５分の休憩を取りたいと思っています。開会は２時半から再開をいたします。

休 憩 １４：１５～１４：２９

福谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第２６号議案 令和７年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について

第２７号議案 令和７年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について

福谷委員長 次に『第２６号議案 令和７年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について』及び『第２７号議案 令和７年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について』を一括して議題とします。理事者の説明を求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。
これより、第26号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第26号議案 令和7年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 次に第27号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第27号議案 令和7年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 4 2 号 議 案 新 た に 生 じ た 土 地 の 確 認 に つ い て

第 4 3 号 議 案 字 の 設 定 に つ い て

福谷委員長 次に『第42号議案 新たに生じた土地の確認について』及び『第43号議案 字の設定について』を一括して議題とします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

福谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りました。

いと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第４２号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第４２号議案 新たに生じた土地の確認について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 次に第４３号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第４３号議案 字の設定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

福谷委員長 以上で総務委員会に付託されました全ての案件の審査が終了しました。
閉会に当たり岩佐市長から御挨拶を受けたいと思います。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきまして、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。本日は誠にありがとうございました。

福谷委員長 これをもちまして、総務委員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

閉 会 １４：４１
